

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について（平成31年度分）

平成30年度に引き続き、四輪車等のグリーン化特例（軽課）の特例措置が適用されます。

これにより、四輪車等の軽自動車のうち、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新車登録（初度検査）した一定の性能を有する軽四輪等について（対象車両は下記（ア）～（ウ）で対象になる場合は自動車車検証に記載されています）、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）が適用されます。



- (ア) 電気・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または、平成21年排出ガス基準10%低減)
- (イ) 乗用：平成30年排出ガス基準50%低減達成または、平成17年排出ガス基準75%低減かつ
平成32年度燃費基準+30%達成
貨物：平成30年排出ガス基準50%低減達成または、平成17年排出ガス基準75%低減かつ
平成27年度燃費基準+35%達成
- (ウ) 乗用：平成30年排出ガス基準50%低減達成または、平成17年排出ガス基準75%低減かつ
平成32年度燃費基準+10%達成
貨物：平成30年排出ガス基準50%低減達成または、平成17年排出ガス基準75%低減かつ
平成27年度燃費基準+15%達成

車種区分		税額(H27.4.1以降に新車登録された車)		グリーン化特例(軽課税額)		
				(ア) 75%軽減	(イ) 50%軽減	(ウ) 25%軽減
軽自動車	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	乗用 自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		乗用 営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪以上	貨物 自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		貨物 営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

環境性能割の導入（平成31年10月より）

自動車取得税の廃止に伴い、平成31年10月に環境性能割が導入されます。

（※消費税率10%への引き上げが平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年半延期されたことにあわせて実施が2年半延期されたものです。）

環境性能割は、平成31年10月以後の自動車及び軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両（取得価格が50万円を超えるもの）に対して、環境性能に応じた税率が課税されます。

■お問い合わせ

税務住民課

電話 4-2511

内線 115

☆ 4-251103

■軽自動車の登録・名義変更・住所変更・廃車などの窓口

車種	窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	下川町役場 税務住民課 電話 01655-4-2511
軽自動車 二輪(125cc超~250cc以下)	旭川地区軽自動車協会 電話 0166-53-7300
二輪(250cc超)	北海道運輸局旭川運輸支部 電話 050-5540-2003

